

## 寛容の民法論研究会 議事録

会議名	第1回会議
日程	2023年8月11日（金・祝）10時00分～16時00分
会場	京都経済センター4階 会議室 4-C
参加者 （敬称略）	小賀野晶一（京都府立医科大学客員教授、千葉大学名誉教授、民法学） 坂田 徹（社会福祉法人京都府社会福祉協議会） 椎名 基晴（椎名法律事務所、弁護士） 渡部 朗子（高岡法科大学准教授、民法学） 高橋明日香（京都府立医科大学附属病院前期専攻医、精神科医） 谷口 陽子（京都府立医科大学、医学生） 成本 迅（京都府立医科大学教授、精神科医） 山本 武彦（一般社団法人日本意思決定支援推進機構） 樋山 雅美（一般社団法人日本意思決定支援推進機構／京都府立医科大学、 公認心理師）

### 1. 会議次第

当該会議は、以下の構成で開催された。

- 1) レクチャー 「寛容の民法論」
- 2) 自由討論 「寛容とは何か」
- 3) レクチャー 「医療同意の課題」
- 4) 自由討論 「寛容の民法論からみた医療同意」
- 5) 自由討論 「本研究会の今後の方針」

### 2. 「寛容の民法論」について

寛容の民法論の総論について、小賀野晶一より解説があった。以下に概要を示す。

<概要（別紙1参照）>

#### 寛容の民法論とは何か

- ・民法は展開し、今や民法大宇宙の世界が形成されている。
- ・私的規範の濃密化のなかで形成された法規範は、民法大宇宙における民法のあり方として人間尊厳原則の考え方を明らかにしている。
- ・現代民法論の要諦となるものは、民法の考え方を「合理原則から人間尊厳原則へ」、転換することではないだろうか。

・寛容の民法論とは、人間尊厳原則に立ち、地球とそこに生存する生命を尊重するという地球環境主義を基礎にした民法論をめざしている。

・もっとも、寛容の民法論における寛容の概念や人間尊厳原則の概念は抽象的であり、必ずしも明快ではない。そこで、本研究では法制度とそれを稼働する実務に注目する。実務のなかに人間尊厳原則の実践と実務理論を認めることができるからである。

・例えば、成年後見実務は広義の社会福祉の精神に学び成年後見制度の本質を追求している。成年後見の本質は広義の社会福祉と密接に関連している。本研究では広義の社会福祉を、狭義の社会福祉の根拠となる実定社会福祉法の目的及び規律を中心にし、実定社会福祉法に限定されない社会福祉と捉える。

以上を要約すると、寛容の民法論とは、民法大宇宙における規範定立の目標であり、私的規範の濃密化を内容としている。いくつか補足する。

・近代民法の展開、民法の現代化における時間的、空間的な広がりから生まれるのが寛容の民法論である。

・民法の考え方として、近代民法が導入した合理原則では対応しきれず、人間尊厳原則に立脚することが必要である。

・寛容の民法論は、考え方の視点を生活や医療に置く。伝統的な財産管理至上主義では、課題解決に至らない。

・寛容の民法論は、私たちの生活の持続性を保障することをめざしている。

・成年後見実務における身上監護の支援は医療や社会福祉に及んでおり、民法現代化の要点となる。

・紛争処理を中心にする問題解決は、当該事案に対して現行法規を解釈、適用して行われるが、規範定立の営み、すなわちあるべき規範を明らかにすることが肝要である。

・私たちの生活に関する問題については、専門家は問題解決のための提案をし、地域生活の主人公である人々とともに考えることが望まれる。非専門家が専門家といわれる人以上の知見を有していることはしばしば経験する。

・まちづくりでは従来、ハード面が重視されてきたが、最近ソフト面の重要性が明らかにされてきた。寛容の民法論の検討にあたっては、法制度が果たしている機能の重要性に注目し、地域における社会システムを構築することが肝要である。

・学界では理論と実務を区別してきたが、実務には実務を稼働する理論が存在しており、こうした実務理論に注目しなければならない。

### 3. 出席者の自由討論 --- 「寛容とは何か」を中心に

寛容の受け止め方について、以下の議論がもたれた。

・従来の規範定立で捉えると、対立的な構図が目立ち、生活の場で対立が生じるのは仕方がないが、先鋭的な対立にならない（厳しいところもあるけれども、優しいところもある）

ことが理想である。

- 高次の概念を用いることによって、意識を変えていくという観点から、寛容（ひろく、いれる）という言葉でまとめるのは適している。
- 実務の中で対立が生じた際、曖昧さを残すことが必要であり、能力評価もそれが絶対評価とならないよう、分かるところまでを明確にした上で、それで全てを解決できるとは考えずに、「分からない」というところを残すことも重要である。
- 個人情報の取扱いに関し、圧倒的な権威を前にすると、障害の有無に関わらず、個人は脆弱な存在になるのではないか。
- 包括同意を取る時のプロセスを精密にする必要があり、能力評価に関わり、個人の能力に応じたプロセスが組み立てられる可能性がある。理念が増えると技術が優先される恐れがあり、かなりの部分を機械に頼ることになるが、人間に関わるプロセス（能力評価等）も残しておく必要がある。機械と人間の共存を目指した検討が必要である。
- ビジネスと医学研究の境目の曖昧さは、技術の発達による仕方のない部分でもあるが、サービスの利用や契約においてどのようなプロセスが確保されているかが重要である。
- 民法の成立から 100 年以上が経過し、社会も変化しているため、制定当時では想像もつかないようなことが起こっている。例えば、意思決定支援についても、誰かの支援を得て意思決定する、意思決定を複数で共有するということが民法では想定していない。社会の中で議論する必要が出てきた課題に対して、どのように広く検討できるかが重要である。
- 成年後見制度の制定前までは身上監護についての議論はあまりなされず、財産管理が中心であった。対象者の権利擁護や身上監護をどのように扱えばよいかという点については、民法上では置き去りにされたと捉える民法学者もいる。このような議論できていない点について、民法の中で広く議論できるかということを検討するのも「寛容」の一つである。
- 民法という枠の中で議論するのは限界があり、まずはその限界点を解釈、議論することで、これまで民法の対象にできなかった事柄も議論可能になる。
- 民法の展開や解釈について、どの点を深める必要があるのかを精査する必要があり、これが「厳しく」という側面でもある。
- 現状として、民法では、意思決定支援が必要な人が、人として定義されていないという点で限界を迎えていると捉えることができる。意思決定支援が必要な人を人として民法の中に位置づけようとする、どこかで限界が生じる（これまで民法で解決できていたことが解決できなくなる）可能性もあるのではないか。
- 民法において、従来、意思決定支援に近い役割を果たしてきたのは代理権である。これは民法にも位置付けられており、民法の知恵でもある。一方、代理権は、障害者権利条約等、国際的に見て、権利擁護の観点から問題視されている。代理権の扱いについては、今が正念場である。
- 民法大宇宙では、従来の民法の枠を取り払い、生活という共通の面での認識のもと、議論を行い、解決の糸口を見つめることができると考えられる。

- ・社会福祉が民法を取り込んでいると捉えることもでき、生活の様々な場面でそういった現象が起こっている。それをどう捉え、理論的に整理できるかが問われている。
- ・代理権を単に悪いものとして捉えるのではなく、問題点を認識した上で、代理権の在り方を議論する必要がある。現状として、代理権は民法の仕組みとして十分に機能しており、課題点として指摘されている点も克服できるという視点での議論に留まる。
- ・能力評価や意思決定のデータは、世間的には価値があまり認識されていないけれども、社会的に大きな価値がある。社会生活を営む上では必ず意思決定を行う。意思決定は価値がある。意思決定によって法的な効果を生むことで価値が認識されるが、代理権では、その行為を本人の能力によってではなく、別の人間が行える。依頼された内容は原則として全て行えるという広い権限のある制度である。意思決定の価値は、代理人の行為にも価値がある。意思決定の際のデータは医療情報に次ぐレベルの価値があり、社会的にビッグデータとして価値があるのは意思決定に関わる能力評価のデータであり、次いで、代理人に関する情報に価値があると考えられる。これは先人の知恵であり、それゆえに完全なものとして認識されやすいという欠点がある。
- ・医療分野では、周囲からの意思の推定がどの程度正確なのかを調べる研究もあるが、ほとんど合致していないという報告もある。
- ・後見人がどのような行為を代理で行っているかを割合的に見ているデータはない。現在は、報酬の議論がなされており、報酬の金額（対価）に応じた整理がなされると、代理の内容も整理できるかもしれない。
- ・法定代理人が親権者の場合、本人の意向の通りには対応しない場合が多い。本人の意向とは異なり、代理人の判断で動いているという課題がある。本人の意向を完全には無視できないけれど、依頼の範囲の中で、代理人の判断のもとに動くため、本人にできない内容の行為も可能になるという点に注意が必要である。
- ・親権義務論が働いている間は、親の代理権は子どものために働くものである。通説の場合、権利であり義務であると謳われており、権利の部分が主張されすぎている現状がある。
- ・知的障害や精神障害の子どもに対し、親の方針で検査を受けさせに行くというのは、親権義務論の権利が主張されたケースと考えられるが、それがどこまで許されるものなのか。絶対的に受けた方が良い医療行為ではなく、健康増進のための（かつ、侵襲性もある）医療行為の強制をどこまで許容すべきか。これについては、医療同意権と同様の課題であり、典型的なケースを収集し、広く議論することが望ましい。重大な手術を受けるかどうかという限定的な検討に終始してしまうと、インフルエンザ予防接種は許容しても良い等、軽微な医療行為については解釈論が出てきてしまう。
- ・意思決定の内容も項目が多く、医療同意の能力評価が法的行為等の他の分野にも適用されつつあり、医療同意の考え方の汎用性を示している。医療同意の要素から、多分野の決定の在り方を検討することができる。
- ・社会福祉協議会で、コロナ禍での貸付を実施し、京都府内だけでも約4万人の貸付を行っ

た。生活が困っている時に返金を迫る事態になっている。都道府県によって貸付の考え方が不統一であり、返金を厳密に行う自治体もあり問題になった。免除するという仕組みもあるが、これを貸付側と受ける側の対立関係と捉えてはならず、免除した人や破産した人にさらに支援が必要になる、生活を立て直すための支援が必要というように、考え方の切り替えが必要である。人に軸足を置くか、制度に軸足を置くかという違いになるが、実態に合わせて考える必要がある。

- ・申請主義の課題がある。困っているなら申請しなければならないという仕組みであるが、キャッチできていない国籍の人が多く、暮らしに困っている。日本国民の救済が先行だという考えもあるが、声を上げられない状況の人も増えており、孤独・孤立につながる。日本で暮らす人を広く取り込み、アプローチできることが理想である。
- ・社会福祉の分野では、生活困窮者自立支援法ができ、アウトリーチ型で困りごとを抱えている人を発見し支援するスタイルを描こうとしている。制度自体は申請主義ではあるが、申請で取り残されないように、働きかけができる地域社会をつくることを目指している。ただし、申請につながっているケースが諸外国に比べて圧倒的に少ない（生活保護の捕捉率は、諸外国：6～8割程度、日本：2割程度）。これには、地域社会の大幅な変遷に比して、法体系が実態と合っていないという背景がある。
- ・職員自身も、制度に当てはまるか当てはまらないかで判断してしまう。本来ならば、本人がどのような状況であり、それに基づいて制度が使えるかどうかを判断すべきであるが、その発想になりにくい。
- ・生活保護の捕捉率の低さは問題にはなっており、餓死したケースや母子の殺人事件のケースがニュースにもなっていた。福祉事務所に相談に行っているにも関わらず、生活状況を把握しきれていなかったことや、水道代を支払っていないことから役所が状況を把握できていたはずにも関わらず捉え切れていなかった等の課題がある。申請主義で各所がバラバラに対応しているために起こった事例である。制度で縦に割られた関わりになっているために、様々な部署で発見しているにも関わらず、つながっていないことが背景にあると考えられる。
- ・生活保護の捕捉率が低すぎる要因には、文化的背景（スティグマの問題）もある。本人自身も救済の声を上げて良いという認識が広がっていない。保護の制度自体は、諸外国に比べてかなり充実しているが、支援を受けるところにたどりつけないという現状がある。
- ・契約内容の範囲でしか支援はしてもらえないため、支援をするワーカーと本人の間には法的な契約関係はないけれども、契約外の内容についてもサポートしてもらっている（例：電球を替える、病院に同行する）という現状がある。契約外の支援を行っている際に、事故や損害が生じた場合、それに保険で対応するかどうかという課題もある。当初描いていたものは、生活のごく一部でしかなく、その人の暮らし全体をどう支えるかと考えると、契約関係のみでは解決できないことが山積している。可視化されているものは契約関係に基づくものかもしれないが、日々の暮らしの中で関係性ができているのは、事務管

理的な関係の中で成り立っていると感じられる。暮らしに焦点を当てるならば、支援者の活動そのものをどのように後押しできるかが問われる。

- ・契約外になると全て事務管理と捉えられるが、義務なく他人の事務を行う場合には、本人の意思を確認しながら行うことが求められ、その行為に対して必要費だけは支払われる（無報酬）という仕組みである。これは制度として不十分なため、相互扶助の問題も考える必要があり、今後の課題である。
- ・財産管理について、委任契約を結ばないケースも多い。財産管理の範囲についても明確には定義されていない。財産管理委任は、広い権限での解釈が可能であり、本人が本当に望んでいる範囲なのかどうか不透明になりやすい。そのため、財産管理委任は、委任状に基づいて、緊急対応としての扱いにすることが多い。訴えられる危険性も孕んでいる。これに対し、民法では見て見ぬふりをしている。
- ・予め全てを規定するのは難しいが、世の中によく起きているトラブルやよく行われている支援について整理できる印象がある。
- ・西洋医学と東洋医学のような印象を受け、多様な社会において、グラデーションそのものを認め、対応できることが理想である。寛容性を考えた時に、取り残されてしまう人に対してどのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

#### 4. 「医療同意の課題」について

医療現場における同意取得の課題について、成本迅より解説があった。以下に概要を示す。

< 概要（別紙 2 参照） >

- ・認知症は獲得された能力が低下する点に意思決定の難しさがあるが、知的障害は生来性であり、意思決定への準備ができる可能性がある。一方、発達障害や精神障害の場合、知的には問題がないが、本人にとって不利な選択をしてしまう可能性がある。したがって、単に能力の問題だけでは捉えられない側面がある。こうした障害をもつ人も対象に含め、議論を展開していきたい。
- ・アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の観点や、能力の低下を補って意思決定するという観点から意思決定を支援する。意思決定能力を確認し、低下している部分を補うというサポートが必要である。意思決定能力に関連する要因としては、内的要因（認知症の重症度や精神症状の有無）や外的要因（決めなければいけない内容や状況等）の総合的な判断から、支援のレベルが決まる。
- ・医療同意能力は、「理解」「認識」「論理的思考」「選択の表明」の4要素で評価する。認知症の人は、「選択の表明」のみ保たれている傾向がある。
- ・効果が絶対的でない医療については、状況の理解を促すのに時間がかかり、受けるかどうかを決められない場合に、特に支援が必要になる。

- ・医療における意思決定は、プロセスを守っていれば、現場の裁量に拠るところが大きい。
- ・医療同意能力の応用として、財産管理が挙げられる。「支払う（決済）」については、インフルエンザの予防接種に近い捉え方（不可欠なもの）ができる。「増やす・備える・遺す（資産形成）」については、それぞれに異なる能力が必要になる。
- ・遺言作成に関わる弁護士等に、本人がすべての相続人のことを認識しており、誰にどのように遺したいかについて理解できていることを確認してもらえるような仕組みがあれば、争族は減らせる可能性がある。
- ・認知症の人の消費者トラブルについては、本人の経済活動に関連した内容が見られ、相続等の相談が多くなる。また、年代が上がると、訪問販売等の受け身でのトラブル経験も増加する。したがって、年代ごとの特徴に応じた支援が有用と考えられる。

## 5. 出席者の自由討論 --- 「寛容の民法論からみた医療同意」を中心に

寛容の環境調整という観点から、本会のメンバーである名倉勇一郎（名倉司法書士事務所）の意見文書（別紙3参照）を踏まえ、以下の議論がもたれた。

- ・ACPは、本人の意思確認のプロセスの中で、家族も含めた関係者の思いを確認したり、関係者の思いを伝えたりするという点も重要である。周囲の人との関係性が意思形成に影響する。本人が個で決めるよりは、周囲との関係性の中で決めていくことが多い。民法に、家族との関係性の中での意思決定について含めようとする、かなり複雑な内容になり、民法の一般原則に馴染みにくいという課題があるかもしれない。ただし、寛容の民法論には必要な観点である。
- ・近代民法は、合理人を前提にした合理原則に則っており、そこで発せられる意思決定や意思表示は絶対的な価値があるものとして存在している。代理権制度もそういった背景のもとに成り立っている。意思決定絶対主義のようなものである。ただし、認知症患者の増加に加え、認知機能に問題がなくても不合理な意思決定をしてしまう場合もあり、合理人は存在しないと考えることも可能である。誰もが弱いところや曖昧なところをもっているため、その側面を前提に、専門家（第三者）の適切な関与を容認し、必要に応じて推奨することも重要である。意思の限界を認識し、第三者の関与を推奨する仕組みを検討する必要がある。
- ・消費者に優しくすると、事業者が厳しくなるという構図が起こる。事業者も弱い面があり、そこに付け込まれるということも起こり得る。そういった側面も踏まえて検討する必要がある。
- ・消費者系の弁護士は、消費者は守られるべきものという視点を持っているが、高齢者支援系の弁護士は、高齢者にはできることがあるという視点を持っている。できない部分に着目するのか、できる部分に着目するのかで、同じ人を見ている見方が異なる点に注意が必要である。

- ・日常生活自立支援事業を利用する精神障害の人や発達障害の人は、保護と自律のバランスの問題に常に直面している。本人の意思を尊重するということを念頭に置くように注意しなければ、できない人に対して代わりにしてあげるといふ発想をしてしまう。できることを一緒に考えるということが必要である。現場では、本人が決められることをどこまで我慢してやりきるかという悩みが常にある。日常生活自立支援事業では、本人の立場に立つようと割り切ることがはできる。ただし、契約で行っている事業である性質から、費用を捻出できない人に対しては、これ以上支援できないということを書けないわけではないが、生活が成り立たない人に対して、どう対応するのか（成年後見制度を利用、代理権で制約等）について、本人の意思を歪めてでも生活を守るのかという判断は極めて難しい。できることを支えるということの基本原則に置いているが、最後の最後はどうすればよいのかということについては、答えが出ないまま向き合っているのが現状である。
- ・民法における委任契約は、善管注意義務の観点から、必ずしも結果が伴う必要はなく、履行が認められる。一方、請負の場合は、契約通りの結果が出なければ、債務不履行とみなされる。全力を尽くしていれば免責される（あるいは、奨励される）という仕組みが作れることが理想である。
- ・意思決定支援においては、能力評価の結果を踏まえて、意思決定「確認」と意思決定「対応」を行う必要がある。周りから見たら不合理な選択をしている場合でも、本人がどの程度理解した上で、意思表示しているのかを捉える必要がある。能力が保たれている場合には、本人のポリシーも踏まえた尊重が必要である。能力が低下している場合には、本人の発言を尊重するだけでは対応としては不十分である。本人の能力が低下している場合には、周囲の意見も取り込んでいく（状況によっては、必ずしも本人の言う通りにしなければならないということではない）というさじ加減が重要になる。現場では、感覚的にこの対応を行っているが、その経験を共有できておらず、可視化する必要がある。そのためには、能力評価の結果に基づく解析が役立つ。共通認識のために役立つツールとして、能力評価を活用する。委任においても、こうしたプロセスを経た意思決定を行っているため、責任を果たしているのだ（免責）という視点をもつことも寛容であると考えられる。
- ・能力評価等については、標準治療や共通の対応といったものが各業界にあるが、そういったものを参考に、あまり複雑にならず、皆が使いやすいガイドラインが作れると良い。ただし、まずは特化した内容で検討を始め、その汎用性を慎重に吟味した上で、応用可能性を検討する方が良い。かつ、そのガイドラインに則っていれば、善管注意義務は遵守していること（免責）を示せるという内容が良い。プロセスと、医学・心理学からの裏付けがあると、有効な証拠になると考えられる。
- ・ACPは医療に対象が特化されている。本人の意思や考えは、その時々によって揺らぎがあり、変わっていくものである。そういった本人の変わる可能性のある意思を最大限に尊重する、その意思決定を支えるために、ACPの考え方を財産の分野にも広げていくという動きがある。これは、アドバンス・パーソナル・プランニングと呼ばれており、海外で



紹介されている。アドバンス・パーソナル・プランニングでは、本人の意思は変わる可能性はあるが法律上で尊重していくために必要な場面として、遺言能力と信託が取り上げられている。財産や相続をどうするかを決めていくための判断能力が十分でない場合には、専門家や家族を含め、複数でチームのように話し合いながら決めるのが良いのではないかという議論が起こっている。この実現は大変有用である一方、財産が絡むため、誘導の問題が懸念される。周囲の発言の影響を受けて、本人の意思とは異なる方向へ決定が進むという問題が起こる可能性がある。誘導の問題をクリアする議論ができれば、本人の今ある能力を活かす形で、周囲の支援を得ながら、財産の管理を解決できる議論（意思決定支援の財産管理版）ができると考えられる。

- ・誘導については、遺言作成においても問題である。認知症になると、被影響性が高まる。
- ・ナッジや誘導がどこまで許されるかについては、医療の分野でも課題である。本人がしたくないことまで強制するほどの力がなければ許容されるというのが、一般的な解釈である。ただし、経験の豊富な医療者は、本人が望まないことであっても、無理に選択させるほどのコミュニケーションのスキルを持っている場合がある。
- ・会話の流れから最終的に「はい」と返事をするという悪魔の方程式があるように思える。会話の解析をすれば分かるかもしれない。こうした解析は、利潤と無関係な団体（暮らしを支える団体や理念をもつ団体）が、明らかにすることが重要である。
- ・ナッジや誘導は、関係的契約理論とも関連する。この人（信用できる人）から言われると賛成するが、あの人（信用できない人）から言われると否定するといようなことはよく起こる。その時々で返事を変えてしのいでいるということもある。社会的にどれをもって意思決定とするかは、分析が必要であり、分析自体も能力評価をベースにする必要がある。意思決定しているとみなすことも、意思決定していないとみなすこともでき、評価の仕方を裁判所のコメントの判断に任せている時代ではなくなってきた。ある程度、社会のルールで決めていくことになると考えられる。

## 6. 「本研究会の今後の方針」について

本研究会の今後の検討方針について、以下の議論がもたれた。

- ・参加メンバーの実務や研究と関連付けた問題提起を行っていくと、議論の広がりが期待でき、各メンバーにとっても有益な議論ができる。
- ・各メンバーの経験したケースを用いて事例検討を行う。
- ・弁護士は、訴訟に至らないように説得するケースや和解につなげるケースも多く経験しており、そういったノウハウを共有する。
- ・寛容の民法論は範囲が無限であり、社会の諸問題を組み入れることができるものであるが、基本的には意思決定支援と結びつけて検討するのが良い。
- ・日常生活自立支援事業等の実践の中で、日々起こる課題や事例を集約し、報告する。

- ・ゲストスピーカーから実際の様子を学ぶ。生活支援を行っている人は、専門的ではなく、素人的（一般的）な視点で関わり、人間関係を構築し、その中で、本人がどのように変わっていったのかを把握している。実際の課題や支援の効果（意欲等）、本人の能力を引き出した事例を紹介できると良い。
- ・現在は、成年後見制度に着目される傾向があるが、日常生活自立支援事業も実績があり、その点について、課題も含めて取り上げて議論できると良い。例えば、キャッシュレスの進行により、対応が難しくなっている現状がある。こうした状況において、本人の気持ちを尊重する対応を取りたい反面、実際には生活が成り立たなくなっているという矛盾に直面している。例えば、本人がスマホを操作できる状況であれば、課金を重ね、1日で生活が破壊される可能性もあり、消費者問題にもつながる。日常生活自立支援事業では、取消権・代理権がないため、本人に徹底的に決めてもらえるように支援しなければならない。これが強みでもあり、無力な点でもある。
- ・支援の場で、取消権がないことによる問題はよくある。消費者法の分野では、取消権が主流になっているため、取り消されない限り、その契約は有効とみなされる。明らかに無効と思われる契約に対しても、取消権の範囲を広げるということに主眼が置かれた議論がなされた印象がある。そのため、悪質な業者との契約も有効として動いてしまう。クーリングオフの制度を作ったり、その期間を延ばしたりしたとしても、根本的な解決になっていない可能性がある。被害は減っておらず、特殊詐欺等の被害はむしろ増えている。
- ・成年後見や任意後見、取消権で保護されない、いわゆる制度で保護される以外の内容を議論の対象にするのが良い。汎用性を示すためには、日常生活自立支援事業だけでは保護されていない部分、金融のルールで保護されていない部分というように、制度でカバーできていない範囲が抜け落ちるということを意識し、その内容について意思決定支援の検討を行うと独自性のある議論ができる。
- ・事業者と法律家の対立関係、あるいは医療者と法律家の対立関係というのは起こり得るものであるが、望ましい状況ではなく、事業者も消費者問題に配慮すると事業が発展するのだというような視点で議論が持つことが必要である。
- ・「おせっかいは無罪」という視点での対応ができる状況も必要である。例えば、高齢期のお金の問題について、家族間で話し合うのは難しいことが多いため、金融機関の職員が仕事として、その仕組みを伝えておく必要がある。窓口の若い職員が、顧客に対してそういった話を持ち掛けることは難しく、顧客から拒否的な反応が返ってくることもあるが、こうした話題を提供することで、サポートに繋がる可能性もある。金融業界の意識が変わってきている印象があり、こうした取り組みが金融業界全体に広まると良い。

## 7. 次回の会議予定について

次回会議は、2024年7月初旬に開催予定であり、詳細は事務局より別途連絡する。